

郷倉

年貢として持ち込まれる粃俵を検査後、一時的に保管する施設で、各村に置かれていた。これを物成（今でいう公租）といい、俵は三原の倉へ運ばれた。

しかし、奴可郡からは遠方なので一部地元の山内（鉄山師の飯米）や酒屋（酒米）に売り、その代金で納めることも出来た。これを所払いという。

また、郷倉には、「困い粃」という制度によって飢饉に備えた粃も貯蔵していた。その他次年度の粃の種粃も用意しており、利息2割で貸し出していた。

広島藩では、凶作の続いた享保年間に社倉法という飢饉に備える制度をつくり、年貢とは別に村人達の管理のもとで米や麦などの雑穀を抛出し貯えることをすすめた。これらを入れる倉を社倉といい、森村では郷倉の一部を社倉に利用したという記録がある。この中の穀類も貸し出し、その利息を村の経費や将来のための積立金とした。

榎ヶ峠の郷倉は、森の庄屋、友永の家の裏にあったが、明治になって蔵が廃止された後、森の福島屋に購入され、県道そばに移転して農舎として利用されていた。

昭和50年、八幡会が八幡の歴史遺産として保存するため購入し、現在地に移築された。



榎ヶ峠の郷倉の中

